

除雪作業にご協力を

除雪作業には地域の皆様のご理解とご協力が必要です

雪は突然発生する災害です。いざという時に混乱しないよう、皆さんで協力体制を整えましょう。

『道路沿いの皆さんへ』

◎歩道除雪は地域の皆さんの協力で
歩道除雪は地域の皆さんで、協力体制を整えて行いましょう。

◎屋根の雪処理は各家庭または地域の皆さんの協力で
道路への落雪は極めて危険です。屋根にだれ止めを付けたら、事前に雪下ろしなどの対策をしましょう。また落雪した場合も、各家庭または地域の皆さんの協力でいきましょう。

◎消火栓や防火水槽周りの除雪は地域の皆さんの協力で
消火栓・防火水槽はいつでも使用できるように、あらかじめ協力体制を整えて除雪を行いましょ。

◎道路に雪を出すことはやめましょう
道路への排雪は交通事故の元です。絶対にやめましょう。



『ドライバーの皆さんへ』

◎路上駐車は絶対にやめましょう
路上駐車は除雪作業の障害となり、多くの人の迷惑になります。

◎除雪作業は一時通行止めにするところがあります
除雪作業中は危険防止や効率的な除雪作業のため、除雪中の区間を通行止めにするところがあります。

◎通行は児童・生徒・高齢者を優先に
雪道は特に道幅が狭くなりやす。児童・生徒・高齢者に配慮して通行しましょう。

◎除雪車が通った直後の道路は滑りやすいので注意しましょう。
●作業中の除雪車は危険ですので近づかないでください。
●除雪作業はなるべく早い時間帯に実施するよう努めています。除雪・積雪の状況などによって、時間帯が遅れる場合もありますのでご了承ください。

◎玄関先の除雪は各家庭で
除雪車が通った後、玄関先に雪が残ることがあります。除雪車は、広い地域を短時間でいっせいに除雪しなければならず、玄関先までは手が回りません。玄関先の雪は、各家庭で除雪をお願いします。

◎道路わきの支障物は降雪前に必ず撤去を
側溝や路肩に積んである材木や資材は除雪の妨げになります。必ず撤去しましょう。

◎重要物には旗竿などで目印を
除雪で損傷を受けないように目印を移転するか目印を付けましょう。



- 問 地域整備課 ☎ 72-6937
- 問 三春土木事務所業務課 ☎ 0247-62-3151
- 問 道路緊急ダイヤル ☎ 9910

年末年始の交通事故防止 県民総ぐるみ運動

「早めから つけるライトで 消える事故」

12月10日から平成28年1月7日まで年末年始の交通事故防止県民総ぐるみ運動が実施されます。

毎年この時期は、夕暮れ時から夜間にかけて交通事故が多発し、高齢歩行者が被害に遭う可能性が懸念されます。

交通事故を防止するため、交通ルールを遵守し、交通事故に遭わない・起こさない行動を習慣づけ、交通安全にご協力ください。

【運動の基本】

高齢者の交通事故防止

【運動の重点】

◆夕暮れ時や夜間の交通事故防止(特に、反射材用品等の着用の推進)

◆全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

◆飲酒運転の根絶

問 町民生活課 ☎ 72-6933

